

# 群馬パース大学 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の防止等に関する規程

## (目的)

第1条 本規程は、群馬パース大学（以下、「本学」という。）において行われる教職員等の研究活動について不正行為及び研究費の不正使用の防止及び不正行為が生じた場合、又はその恐れがある場合の措置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1)「コンプライアンス」とは、法令、本学の規則、教育研究固有の倫理、その他の規範を遵守することをいう。
- (2)「教職員」とは、本学が定める就業規則並びに非常勤職員就業規則に基づき雇用されている教職員をいう。
- (3)「学生等」とは、学部学生及び大学院生、研究生、その他本学に在学又は在籍して修学若しくは研究に従事する者をいう。
- (4)「教職員等」とは、教職員及び学生等をいう。
- (5)「公的研究費」とは、府省等の公的機関や法人、企業等から本学に交付される研究費や助成金等をいう。

## (不正行為)

第3条 本規程において「研究活動の不正行為（以下、「不正行為」という。）」とは、本学教職員等が研究活動を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意により行われたものに限る。

- (1)ねつ造：存在しないデータ・研究結果等を作成する行為
- (2)改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
- (3)盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為
- (4)二重投稿：他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為
- (5)不適切なオーサiership：論文著作者が適正に公表されない行為
- (6)不適切な利益相反マネジメント：利益相反の生じる可能性のある研究活動を遂行するにあたり、利益と責務のマネジメントが不適切な行為
- (7)研究費の不正使用・不正受給（以下、「不正使用」という。）：関係法令及び本学が定める規則に逸脱して、研究費等を不正に使用及び受給する行為

- (8) その他：本条各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害をする行為  
2 前項第1号、第2号、第3号を「特定不正行為」と称する。

(遵守事項)

- 第4条 教職員等は、研究活動について別に定める「群馬パース大学研究活動に関する行動規範」を遵守しなければならない。
- 2 研究を行う教職員等は、本学が定期的実施する研究倫理教育を受けなければならない。
- 3 研究を行う教職員等は、研究によって生じた生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の研究データ等を研究が終了若しくは中止したとき又は研究に基づく論文等が公表されたときのいずれか遅い時期から、電子データ及び実験・観察ノートは10年間、その他の研究データ等は5年間、善良なる管理者の注意義務をもって保存する。ただし、原資とする研究費の配分機関等が指定する保存期間がこれより長い場合は、それを保存期間とする。
- 4 研究を行う教職員等は、研究データの開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 5 公的研究費に係る教職員は、本学が実施する「コンプライアンス教育に関する研修会」を受講し、その内容を理解した上で、次の事項を記した誓約書に自署し、提出しなければならない。
- (1) 本学規則等を遵守すること
  - (2) 不正を行わないこと
  - (3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること
- 6 物品の購入を担当する事務部門の長は、公的研究費に関し業者と取引を行う場合は原則として、当該業者から、不正行為を行わないこと等を約する本学指定の「誓約書」を徴取しなければならない。

(運営・管理及び防止体制)

- 第5条 本学は、研究活動の不正行為ならびに研究費の不正使用の防止、および不正行為等があった場合の措置等を適正に行うため、次に掲げる責任者を定める。また、「公的研究費の管理・監督等の責任体系図」を別表のとおりとする。
- (1) 最高管理責任者は、学長とし、不正行為の防止、研究費等の運営・管理を統括する。
  - (2) 統括管理責任者は、副学長とし、不正行為の防止、研究費等の運営・管理について、具体的な対策を策定・実施し、その実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。
- 2 前項に定める責任者のもと、公的研究費の管理・監査の体制整備を目的に、次に掲げる責任者を定める。
- (1) コンプライアンス推進責任者は、保健科学部長・保健科学研究科長及び事務局長とし、コンプライアンス教育の実施、研究費の執行・管理

等の監督を行い、そのうえで必要に応じ、実施状況を統括管理責任者に報告する。

- 3 第1項に定める責任者のもと、研究倫理の向上を目的に研究倫理教育責任者を置く。研究倫理教育責任者は、本学研究倫理審査委員長とし、広く研究活動に係る者を対象に定期的な研究倫理教育を実施する。

(監査・不正防止計画推進部署の設置と役割)

第6条 本学附属研究所研究運営委員会に、監査部署並びに不正防止計画推進部署(以下、「推進部署」という。)を設置する。

- 2 監査部署は、「群馬パース大学公的研究費の管理・監督に関する規程」に基づき、監査を行う。
- 3 推進部署は、不正行為の防止及び研究等の適正な執行のため、最高管理責任者の指揮のもと、次のことを行う。
  - (1) 不正防止計画案の策定と見直し
  - (2) 不正防止計画の実施状況の確認
  - (3) モニタリングによる執行状況の検証
  - (4) 公的研究費の管理に関する各部局との連携

(不正行為の告発・相談窓口)

第7条 不正行為に関わる告発、情報提供等のための窓口を総務課に置くものとし、学内外にその場所、連絡先、受付の方法を公表するものとする。

- 2 総務課は、不正行為に関わる告発の受付、相談、情報の整理及び最高管理責任者等への報告を行うものとする。

(告発)

第8条 不正行為の疑いがあると思料する者は、原則として、次の各号に掲げる事項を明示して不正行為の疑いについて告発することができる。

- (1) 研究活動上の不正行為を行ったとする教職員等又はグループ等の氏名又は名称
  - (2) 研究活動上の不正行為の具体的内容
  - (3) 研究活動上の不正行為の内容を不正とする合理的理由
- 2 上記の告発の受付は、書面、電話、FAX、電子メール、面談などの選択を可能とするが、告発は原則として頭名によるもののみ受け付ける。
  - 3 前項の定めにかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、頭名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる

(予備調査)

第9条 最高管理責任者は、前条の告発等により不正行為の存在の可能性が認められた場合は、速やかに、告発等の合理性、調査可能性について予備調査を行うものとする。

- 2 予備調査は最高管理責任者、統括管理責任者、当該告発の該当する部局のコンプライアンス推進責任者、必要に応じ、倫理教育責任者により行うことを前提とするが、第 11 条に定める調査委員会を設置して行うことも妨げない。
- 3 予備調査は、告発者及び調査対象者からの事情聴取並びに通報に関わる書面等に基づき、不正行為の有無及び程度について行うものとし、最高管理責任者は予備調査の結果に基づき、告発等の内容の合理性を確認し本調査（以下、「調査」という。）を行うか否かを告発等の受付から 30 日以内に決定するものとする。
- 4 調査を行わないと判断した場合は、最高管理責任者は、その理由を付し、告発者に通知する。

（調査委員会）

第 10 条 最高管理責任者は、調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）を実施する。

- 2 調査委員会は、告発があった事案を調査、審査し、その処理に当たる。
- 3 調査委員会は、最高管理責任者が指名する者をもって組織し、その半数以上を外部有識者で構成する。
- 4 調査委員会に委員長を置き、最高管理責任者をもって充てる。
- 5 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
- 6 調査委員会は、出席した委員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。
- 7 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 8 委員の選出に当たっては、本調査を公正に行うため、調査対象となる事案の利害関係者が委員にならないようにしなければならない。

（調査委員に関する異議申し立て）

第 11 条 最高管理責任者は、前条第 1 項の調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を、告発者及び被告発者に通知する。

- 2 告発者及び被告発者は、前項の通知を受け取った日から 7 日以内に調査委員に対する異議申し立てをすることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の異議申し立てがあった場合、その申し立てを第 7 条 1 項で定める推進部署で審議させ、必要であると認める場合には、調査委員を変更し、告発者及び被告発者にその旨を通知する。

（調査）

第 12 条 調査実施の決定後、調査委員会において調査が開始されるまでの期間は 30 日以内とする。

- 2 調査の開始にあたって、調査委員会は告発者及び被告発者に対し、調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。

- 3 調査委員会は、調査の開始後、概ね 150 日以内に調査結果のとりまとめを行うものとする。
- 4 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容の判定を行うに当たっては、被告発者に対し書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 5 公的研究費に係る不正使用及び特定不正行為の調査に際しては、以下の点を遵守する。
  - (1) 告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）を受けた場合は、第 9 条に基づき調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関等に報告する。
  - (2) 調査に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等に報告、協議しなければならない。
  - (3) 被告発者等の調査対象となっている者に対し、必要に応じて、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。
  - (4) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関等に報告する。
  - (5) 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に報告する。
  - (6) 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る配分機関からの資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
  - (7) 告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与したものが関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等に提出する。

(認定)

第 13 条 最高管理責任者は、調査委員会における調査結果に基づき認定を行い、文書により告発者および被告発者に通知する。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

- 2 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が本学に不利益を与えることを目的とする意思。）に基づくものであることが判明したときは、最高管理責任者は併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(不服申し立て)

第 14 条 告発者及び被告発者は、前条第 1 項の認定の結果通知を受けた日から 14 日以内に、窓口を通じ最高管理責任者に対して不服申し立てを行うことができる。ただし、期間内であっても同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。

- 2 不服の申立ては、原則として文書により行わなければならない。

- 3 最高管理責任者は、第1項の不服申し立てを受理したときは、直ちに調査委員会に対し不服申し立てに係る審査を付託するものとする。ただし、不服申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査させることができる。
- 4 第1項の事案が特定不正行為の認定に係る不服申し立てであったときは、告発者に通知するとともに、配分機関等へ報告する。不服申し立ての却下及び再調査の開始を決定したときも同様とする。
- 5 調査委員会は第1項の事案について、再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を最高管理責任者に報告する。ただし、当該不服申し立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、以後の不服申し立てを受け付けないことができる。
- 6 不服申し立ての再調査を決定した場合は、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。
- 7 調査委員会が再調査を開始した場合は、50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定する。
- 8 最高管理責任者は、前項の決定により、その認定を行い、文書により告発者及び被告発者に通知するとともに、配分機関等へ報告とする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

#### (調査結果の公表)

第15条 最高管理責任者は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を学内外に公表する。公表する内容は次の各号に掲げる項目を含むものとする。

- (1) 特定不正行為に関与した者の氏名及び所属
- (2) 特定不正行為の内容
- (3) 公表するまでに行った措置
- (4) 調査委員の氏名及び所属
- (5) 調査の方法及び手順

- 2 特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合には、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、この限りではない。

#### (不正行為に対する措置)

第16条 最高管理責任者は、第14条第1項又は第15条第8項の認定が行われ、不正行為の存在が確認された場合は、次の各号に掲げる必要な措置を取らなければ

ばならない。

- (1) 調査対象者の教育研究（臨床）活動の停止勧告
  - (2) 配分機関等への通知
  - (3) その他不正行為の排除のために必要な措置
  - (4) 特定不正行為と認定された論文等の取下げの勧告
- 2 予備調査及び調査の結果、告発が悪意に基づくものと認定された場合、最高管理責任者は告発者に対し、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等、適切な処置を行う。

（告発者等及び被告発者の保護）

第 17 条 本学すべての教職員は、不正行為に関わる告発をしたこと、調査に協力したこと等を理由に、当該告発等に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の告発に関係した者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、調査の結果、申し立てに関わる不正行為の事実が認められなかった場合において、被告発者の教育研究（臨床）活動への支障又は名誉棄損等があったときは、その正常化又は回復のために必要な措置を取らなければならない。
- 4 不正行為に関わる告発又は調査に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（懲戒処分）

第 18 条 最高管理責任者は、調査の結果、不正行為と認定された場合は、当該不正行為を行った者に対して、不正の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じ、学校法人群馬パース大学 群馬パース大学就業規則その他関係諸規程に従って、懲戒処分等必要な措置を講ずるものとする。

（不正取引業者に対する処分）

第 19 条 最高管理責任者は不正行為と認定された者と不正な取引に関与した業者に対してとり取引禁止措置をとるとともに、学内に周知するものとする。

（庶務）

第 20 条 研究活動に係る不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、総務課が行うものとする。

（雑則）

第 21 条 本規程に定めるもののほか、研究に係る不正行為が生じた場合における措置に関し必要な事項は、最高管理責任者、統括管理責任者の他、関係者により協議する。

- 2 公的研究費に係る不正使用及び特定不正行為の告発、調査及び認定の手続き

等について本規程に記載のない事項については、当該研究の配分機関等が定めるガイドライン等に則して対応するものとする。

(改廃)

第 22 条 本規程の改廃は、大学協議会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 28 年 3 月 3 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 28 年 11 月 10 日から施行する。

附 則 この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。